

○探偵業事務取扱要綱の制定について（通達）

令和6年8月22日

福岡県警察本部内訓第18号

本部長

この度、探偵業事務取扱要綱の制定について（平成20年福岡県警察本部内訓第58号）の全部を下記のとおり改正し、8月23日から施行することとしたので、その運用に誤りのないよう
にされたい。

なお、この内訓の施行前に作成したこの内訓による改正前の様式で現に使用しているものは、
それぞれこの内訓による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

記

目次

第1 趣旨

第2 準拠

第3 探偵業者に係る届出の処理手続

第4 報告又は資料の提出の要求の処理手続

第5 立入検査

第6 行政処分

第7 特異事案の報告

第8 関係書類の保存

第1 趣旨

この内訓は、探偵業に関する届出、行政処分等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

探偵業に関する届出、行政処分等の事務処理については、次に掲げる法令その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

- 1 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）
- 2 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「施行規則」という。）
- 3 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）
- 4 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程（平成20年福岡県公安委員会規程第3号）

- 5 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程（平成24年福岡県公安委員会規程第10号）

第3 探偵業者に係る届出の処理手続

1 受理

警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる届出を受理したときは、福岡県許可等事務管理システム（福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）第2条第5号に規定する警察情報システムによる探偵業等に係る許可等事務に係るシステムをいう。以下「システム」という。）に必要事項を登録し、届出者に受付票（システムで作成し出力した受付票をいう。）を交付するものとする。

- （1） 法第4条第1項の規定による探偵業の開始の届出
- （2） 法第4条第2項の規定による探偵業の廃止等の届出

2 確認及び交付

- （1） 署長は、1に掲げる届出（廃止の届出を除く。）を受理したときは、別に定めるところにより届出に応じた必要な事項について確認するものとする。
- （2） 署長は、1の（1）の届出について、（1）の規定により確認したときは、生活安全全部生活保安課長（以下「生活保安課長」という。）から届出書の受理番号の指定を受けるものとする。
- （3） 署長は、届出書の受理番号の指定を受けたときは、速やかに届出書の受理番号等通知書（様式第1号）を作成の上、届出者に当該通知書を交付するものとする。
- （4） 署長は、（1）の規定により確認した結果にあつては当該届出に関する書類の写しを、1の（2）の届出（廃止の届出に限る。）にあつては届出書の写しを探偵業届出関係書類送付書（様式第2号）に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。この場合において、1の（1）の届出を受理したときは、届出書の受理番号等通知書の写しを送付するものとする。
- （5） 生活保安課長は、（4）の規定による送付を受けたときは、当該届出に関する書類に係る必要な事項について確認するものとする。

3 作成及び補正

- （1） 署長は、1の（1）の届出を受理したときは、探偵業者管理表（様式第3号）を作成するものとする。この場合において、署長は、作成した様式の写しを生活保安課長に送付するものとする。
- （2） 署長及び生活保安課長（以下「署長等」という。）は、1の（2）の届出（廃止の

届出を除く。)により、探偵業者管理表の記載事項に変更があれば、その都度補正をするものとする。

4 関係署長への送付

署長は、1に掲げる届出をした探偵業者が県内の他の警察署の管内に営業所の所在地を変更する場合において、営業所として実質的に同一性が認められるときは、当該営業所に関する書類を探偵業届出関係書類送付書に添付した上、当該営業所の所在地を管轄する署長に対し、送付するものとする。

第4 報告又は資料の提出の要求の処理手続

署長等は、法第13条第1項の規定により探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書(様式第4号)を交付して行うものとする。

第5 立入検査

1 立入検査を行う職員の指名

署長等は、探偵業の事務を担当する職員その他立入検査に必要と認める職員を立入実施者として指名するものとする。

2 身分証明書の交付

生活保安課長は、立入実施者に指名された職員に身分証明書(様式第5号)を交付するとともに、探偵業身分証明書交付簿(様式第6号)に必要事項を記入するものとする。この場合において、署長等は、探偵業身分証明書管理簿(様式第7号)に必要事項を記入するものとする。

3 身分証明書の管理

(1) 身分証明書の交付を受けた職員は、身分証明書を携帯しないときは、施錠設備のあるロッカー等に保管し、紛失等の防止に努めなければならない。

(2) 身分証明書の交付を受けた職員は、身分証明書を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに署長等に報告しなければならない。

4 身分証明書の返納

(1) 立入実施者の指名を受けた職員で身分証明書の交付を受けたものは、異動等の理由により立入実施者でなくなったときは、速やかに署長又は生活保安課長に身分証明書を返納しなければならない。

(2) 署長は、(1)の規定により身分証明書の返納を受けたときは、探偵業身分証明書管理簿に必要事項を記入し、当該身分証明書を生活保安課長に送付するものとする。

(3) 生活保安課長は、(1)の規定により身分証明書の返納を受けたとき及び(2)の

規定により身分証明書の送付を受けたときは、探偵業身分証明書交付簿及び探偵業身分証明書管理簿に必要事項を記入し、当該身分証明書は裁断その他復元できない方法により廃棄するものとする。

5 立入検査の実施

立入実施者は、管轄区域内に所在する探偵業者の営業所に対して、計画的に立入検査を実施するものとする。

6 結果報告

立入実施者は、5の規定により立入検査を実施したときは、その結果を署長等に報告するものとする。

第6 行政処分

1 調査及び上申

署長は、行政処分を行う必要がある事案を認知したときは、事案の調査を行った上、探偵業行政処分上申管理簿（様式第8号）に必要事項を記入し、探偵業行政処分上申書（様式第9号）に関係書類を添付した上、生活保安課長を経由して福岡県公安委員会に上申するものとする。

2 審査

生活保安課長は、1の規定による上申があったときは、探偵業行政処分該当事案管理簿（様式第10号）に必要事項を記入し、探偵業行政処分上申書及び関係書類により審査するものとする。

3 作成

生活保安課長は、1の規定による上申に係る行政処分の決定があったときは、次に掲げる行政処分に応じそれぞれに定める書面を作成し、署長に送付するものとする。

（1） 法第14条の規定による指示 指示書（様式第11号）

（2） 法第15条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止命令 営業停止命令書（様式第12号）

（3） 法第15条第2項の規定による営業の廃止命令 営業廃止命令書（様式第13号）

4 交付等

（1） 署長は、3の書面の送付を受けたときは、名宛て人に対し当該書面を速やかに交付するものとする。

（2） 署長は、（1）の規定による交付をしたときは、探偵業行政処分上申管理簿に必要事項を記入するものとする。この場合において、生活保安課長は、探偵業行政処分該当事

案管理簿に必要事項を記入するものとする。

5 行政処分に基づく措置

署長は、行政処分の履行状況を確認し、確認した資料を生活保安課長に送付するものとする。

第7 特異事案の報告

署長は、探偵業者又は探偵業者従業員の犯罪等を認知したときは、速やかに、探偵業者等による事件・事故の報告（様式第14号）により生活保安課長に報告するものとする。

第8 関係書類の保存

- 1 生活安全部生活保安課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
探偵業行政処分該当事案管理簿	探偵業行政処分該当事案管理簿	長期
探偵業者台帳	探偵業届出関係書類送付書	継（3年）
	探偵業開始届出書（施行規則別記様式第1号）（写し）	
	届出書の受理番号等通知書（写し）	
	探偵業変更届出書（施行規則別記様式第3号）（写し）	
	探偵業者管理表（写し）	
探偵業身分証明書交付簿	探偵業身分証明書交付簿	継（用廃）
探偵業身分証明書管理簿	探偵業身分証明書管理簿	
探偵業者廃止台帳	探偵業届出関係書類送付書	3年
	探偵業廃止届出書（施行規則別記様式第2号）（写し）	
探偵業行政処分等管理台帳	報告・資料提出要求書（写し）	
	探偵業行政処分上申書	
	指示書（写し）	
	営業停止命令書（写し）	
	営業廃止命令書（写し）	
特異事案発生報告台帳	探偵業者等による事件・事故の報告	

2 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
探偵業行政処分上申管理簿	探偵業行政処分上申管理簿	長期
探偵業者台帳	探偵業届出関係書類送付書（写し）	継（3年）
	探偵業開始届出書	
	届出書の受理番号等通知書（写し）	
	探偵業変更届出書	
	探偵業者管理表	
探偵業身分証明書管理簿	探偵業身分証明書管理簿	継（用廃）
探偵業者廃止台帳	探偵業届出関係書類送付書（写し）	3年
	探偵業廃止届出書	
探偵業行政処分等管理台帳	報告・資料提出要求書（写し）	
	探偵業行政処分上申書（写し）	
	指示書（写し）	
	営業停止命令書（写し）	
	営業廃止命令書（写し）	